

議 長 日程第6「議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年9月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備を図るものでございます。詳細につきましては、議案2枚おめくり頂きまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を使って御説明させていただきます。

附則第13項の固定資産税の課税標準の特例は、わがまち特例についての規定でございます。税負担の軽減措置が講じられている固定資産税について、特例割合等が見直されたことにより改正するものでございます。

第2号は、下水道除外施設についての規定でございますが、課税標準の特例割合について、これまで国の示す参酌割合と同じ4分の3を適用しておりましたが、地方税法改正後と同じ割合の5分の4に見直しをいたします。

次の第3号から、1枚おめくり頂きまして、次のページ、2ページの第15号までは、地方税法の改正により引用条項の項ずれが生じたことから整理するものでございます。

恐れ入ります、2枚お戻り頂きまして、改正文の1ページ下段を御覧ください。附則でございます。第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、適用となる期日とそれ以前の取扱について定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。